

(3) 卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和6年3月31日(日曜日)までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。6の(1)のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(「社会福祉士受験の手引〇人分請求」と記載すること。)を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。

10 その他
(1) 試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号 150-0002 電話番号 03(3486)7521(平日午前9時30分から午後5時) 試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声案内) ホームページ <https://www.sssc.or.jp/>

社会福祉士試験委員の公告

第36回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和5年8月4日

厚生労働大臣 加藤 勝信

試験委員長 岩崎 晋也

副委員長

| | | |
|-------|-------|-------|
| 川松 亮 | 潮谷 有二 | 武川 正吾 |
| 鶴岡 浩樹 | 西田 和弘 | 野村 豊子 |
| 福田 素生 | 和気 康太 | |

委 員

| | | |
|-------|-------|-------|
| 青井 夕貴 | 安達 正嗣 | 新井 利民 |
| 井口健一郎 | 石川 鎮清 | 大熊 るり |
| 大谷 京子 | 岡崎 幸友 | 奥西 栄介 |
| 片岡 靖子 | 金子 充 | 金子 恵美 |
| 鏑木奈津子 | 川村 岳人 | 菊地 英明 |
| 木戸 宜子 | 衣笠 葉子 | 汲田千賀子 |
| 窄山 太 | 佐藤 博 | 清水 恵介 |
| 清水 正美 | 新保 祐光 | 鈴木 忠義 |
| 鈴木 敏彦 | 須藤 昌寛 | 清山 玲 |
| 田垣 正晋 | 高野 龍昭 | 高野八千代 |
| 高橋 有記 | 竹中麻由美 | 田嶋 英行 |
| 辰野 文理 | 田中 尚 | 樽井 康彦 |
| 土屋 典子 | 藤間 公太 | 戸田 典樹 |
| 富永 忠祐 | 内藤佳津雄 | 中島 修 |
| 永田 祐 | 永野 仁美 | 中矢亜紀子 |
| 西村 淳 | 長谷川洋昭 | 林 健太郎 |
| 平野 寛弥 | 福島喜代子 | 福島 豪 |
| 眞榮城和美 | 松本 望 | 村山浩一郎 |
| 八島 妙子 | 山田 勝美 | 山本 博之 |
| 米村 千代 | 和田上貴昭 | 渡辺久里子 |

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法(平成9年法律第131号。以下「法」という。)第6条の規定により、第26回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター(以下「試験センター」という。)が行う。

令和5年8月4日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1 試験期日 令和6年2月3日(土曜日)及び4日(日曜日)

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、

福祉行政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間数は275分とする。

(3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)若しくは専修学校の専門課程(修業年限4年以上のものに限る。)において精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業した者(令和6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者(令和6年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)(又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり(精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。))第1条に掲げる科目)であること。

ただし、法第7条第4号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑳までに掲げる科目とする。

① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目

② 現代社会と福祉

③ 地域福祉の理論と方法

④ 社会保障

⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度

⑥ 福祉行政と福祉計画

⑦ 保健医療サービス

⑧ 権利擁護と成年後見制度

⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑩ 精神疾患とその治療

⑪ 精神保健の課題と支援

⑫ 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)

⑬ 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)

⑭ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開

⑮ 精神保健福祉に関する制度とサービス

⑯ 精神障害者の生活支援システム

⑰ 精神保健福祉援助演習(基礎)

⑱ 精神保健福祉援助演習(専門)

⑲ 精神保健福祉援助実習指導

⑳ 精神保健福祉援助実習

(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信を行う学科を卒業した者を除く。)(又は専修学校の専門課程(修業年限3年以上のものに限る。))若しくは各種学校(学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。)(であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの(令和6年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。))